

令和 8 年度 未就学児を持つ保育士に対する 保育料の一部貸付募集要項

静岡県内における保育士の確保を図るため、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付を行います。申請受付は勤務開始日以降となります。また、一定期間、県内の保育所等で児童の保護等に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。詳細は「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付のしおり」に掲載の「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付要綱」を確認してください。

【概要】

対 象 者	保育所を利用する未就学児を持つ保育士
申 請 条 件	次の条件をすべて満たすこと ① 子どもが保育所等を利用(入所)している。 ② 令和 8 年度中に新たに勤務を開始、又は産後休暇・育児休業から復帰した。 ③ 保育士として週 20 時間以上勤務している(勤務条件)。 ④ 他県等が実施する未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付等を受けていない。 ⑤ 2 年以上継続して静岡県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思を有する。 ⑥ 連帯保証人 1 名を立てる(申請者との関係は問わない)。
貸 付 額	保育料の半額(月額 27,000 円以内の実費)※1,000 円未満切捨て
貸 付 期 間	当該保育士が勤務開始又は復帰した日から、子どもを対象施設に預けて勤務する期間(最長 1 年間)※保育士 1 人 1 回限り
利 子	無利子(ただし、返還が遅延した場合には延滞利子が発生します。)
貸付金交付	一括交付
返 還 免 除	以下のすべての条件を満たした場合、申請することにより返還が免除されます(勤務先の証明が必要)。 ① 静岡県内の保育所等において、 ② 2 年間継続して(週 20 時間以上)、 ③ 児童の保護等に従事した場合
返 還	退職等により 2 年未満で児童の保護等に従事しなくなった場合、貸付金を返還することとなります。 ① 返還期間 2 年以内 ② 返還方法 月賦又は半年賦(一括返還・繰上返還可) ※ 1 年以上引き続き児童の保護等に従事した場合は、一部免除を受けられる可能性があります。
提 出 書 類 ※勤務開始日以降に提出	① 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書 ② 申請者・連帯保証人の住民票(発行後 3 か月以内、世帯全員の記載があるもの(続柄必須)、本籍地省略可、個人番号(マイナンバー)・住民票コードの記載がないもの、コピー不可)

<p>提出書類 ※勤務開始日以降に提出</p>	<p>③ 所得を証明する書類（申請者本人、申請者と同一生計（世帯）に属する人のうち所得がある人全員、及び連帯保証人の以下のいずれか） ・源泉徴収票の写し ※会社員等の場合はこちらを提出 ・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるもの、又は受付印がない場合は「所得証明書」若しくは「申告内容確認票」の写し）</p> <p>④ 保育士証の写し</p> <p>⑤ 市町が発行する保育所等利用決定通知書の写し、若しくはそれに準ずるもの ※施設の名称、利用期間が確認できること</p> <p>⑥ 保育料（利用者負担額）決定通知書等の写し ※月額及び適用期間が確認できるもの</p> <p>⑦ 勤務園名、勤務開始（復帰）日、週の勤務時間、及び従事する業務の内容が分かる雇用契約書等の写し</p>
<p>提出先</p>	<p>〒420-8670 静岡県葵区駿府町1番70号 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課 電話 054-254-5244 FAX 054-251-7508</p>
<p>申請締切</p>	<p>令和8年10月末まで（令和7年9月～令和8年3月に勤務開始、又は産後休暇・育児休業から復帰した方は令和8年5月末まで）</p>

<p>勤務先対象施設について ※子の預け先も同様の施設が対象</p>	<p>次に掲げる静岡県内に所在地のある施設又は事業所</p> <p>① 保育所（児童福祉法第7条に規定する）</p> <p>② 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの） ・教育時間終了後等に行う預かり保育を常時実施している施設 ・幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設</p> <p>③ 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園）</p> <p>④ 小規模・事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であり、同法34条の15第1項の規定により市町が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けた事業）</p> <p>⑤ 病児保育事業（児童福祉法第6条の3第13項に規定され、同法第34条の18第1項の規定による届出を行った事業）</p> <p>⑥ 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項に規定され、同法第34条の12第1項の規定による届け出を行った事業）</p> <p>⑦ 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設</p> <p>⑧ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設</p> <p>⑨ 企業主導型保育事業</p>
--	---